

平成30年 第2回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	平成30年6月27日（水）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	平成30年6月27日 午前8時40分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1 番 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番 7 番 8 番 9 番 10 番 11 番 12 番 13 番 14 番	村上 要二郎 林 康 彦 池 本 光 章 大 西 幸 江 藏 谷 重 文 寺 下 満 憲 檜 垣 一 成 平 山 和 昭 前 田 省 二 土 居 計 彦 池 本 興 治 松 原 彌 一 亀 井 文 男 濱 田 高 嘉
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員	なし		
自治法第 121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 健康推進課長 農林水産課長 魚島支所長 消 防 長 企画財政課長 広報情報課長 住 民 課 長 税 務 課 長 建 設 課 長 管 財 課 長 商工観光課長 生活環境課長 公共交通課長 教 育 課 長 海 光 園 長	宮 脇 馨 村 上 和 志 濱 田 和 保 古 本 正 大 本 一 明 森 本 英 隆 小 林 薫 濱 田 将 典 杉 田 和 房 蓼 原 洋 樹 今 井 稔 黒 瀬 智 貴 越 智 康 浩 河 端 光 法 澤 田 一 政 中 濱 淳 一 中 辻 洋 多 田 恵 一 村 上 和 彦

議員・職員以外で会議に出席した者			
会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2 3	議会事務局 局長 議会事務局 係長 議会事務局 書記（臨時）	東 秀彦 田 房 聡子 久 保 眞弓
町長提出議案の題目	1 上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例		
その他の題目	1 議員派遣の件（平成30年第1回議会報告会並びに町民の皆さんとの意見交換会（魚島）） 2 閉会中の継続調査申出について		
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）		
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 5番・議員 藏 谷 重 文 6番・議員 寺 下 満 憲		
会 期	平成30年6月21日～6月28日（8日間）		
傍聴者数	26名（男15名・女11名）		

◎ 開議の宣告

○（濱田 高嘉 議長）

改めて、おはようございます。

ただ今の出席議員は全員です。ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（濱田 高嘉 議長）

それでは日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番・藏谷 重文議員、6番・寺下 満憲議員を指名します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手許に配布している議事日程に沿って議事を進行いたします。

それでは、早速審議に入ります。

日程第2、議案第77号

○(濱田 高嘉 議長)

日程第2、議案第77号、「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第77号、「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、再生可能エネルギー発電設備の設置が防災上並びに自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に鑑み、その設置に必要な規制等を行うことにより、町民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、以って公共の福祉に寄与することを目的とし、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の内容等につきましては、森本農林水産課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(森本 英隆 農林水産課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、森本農林水産課長。

○(森本 英隆 農林水産課長)

それでは、議案第77号「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例」についてご説明いたしますが、その前に、お断りをさせていただきます。この条例につきましては、先日の6月19日の全員協議会において、議員さんとの協議を経て、21日に提示をさせていただきましたが、その後、法令等の整備の専門業者である株式会社ぎょうせいに形式的な部分を精査していただきましたところ、一部語句等の修正がございました。その部分につきまして、参考資料の比較表にて、添付をさせていただいております。ええー、内容自体が変わったわけではございませんので、ご了承をお願いいたします。

それでは、「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例」についてご説明いたします。

まず、第1条では、先ほどの提案理由のとおり、目的を明記し、第2条では、用語の定義を定めており、特に対象となる事業の内容、事業を実施する前に説明を要する自治会や近隣関係者を事業区域の境界線から50メートル以内にある土地又は建築物を所有する者と定めております。

第3条では、町の責務、第4条では、事業者の責務を定め、法令遵守、災害防止、自然環境等の保全のために必要な措置を講じなければならないことを義務付けております。

第5条におきましては、土地所有者等の責務について、災害の発生を助長したり、自然環境等を損なう事業者に土地を使用させないようにしなければならないことを定めております。

第7条では、事業の許可を受けるための必要な書類の提出を求め、特に、自治会や近隣関

係者へ説明した報告書の提出が必要であることを定めております。

第8条では、許可の基準等を定め、暴力団員等の排除や事業計画が防災上の措置が取られていることや自然環境等の保全、設計の安全性の確保に関する事項について基準に適合するものであることを定めております。

第9条では、許可の制限として、事業区域の境界線から30メートル以内に住居がある場合は、事業の許可をしないものとしております。

第10条では、自治会や近隣関係者に説明会を開き、近隣関係者には、同意を得なければならないと定めております。

第11条では、町長が審査を行い、審議会に諮問することとしております。

第13条では、必要がある場合には、事業者に指導又は助言を行うことができるとし、第14条では、審査終了後許可、不許可の通知を行うことと定めております。

第17条では、発電事業を廃止した場合には、直ちに撤去することを義務付けております。

第19条では、許可事業者に不適切な行為があった場合には、許可を取り消すことができると定めております。

第20条では、発電設備や事業区域を安全かつ良好な状態に維持しなければならないことを義務付けております。

第23条では、事業者や事業所に立入調査ができること、第24条では、不適切な行為があった場合には、必要な措置の勧告ができること。第25条では、公表をすることができることとして、厳しく規制を設けております。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

また、本条例が可決していただいた後には、条例に基づき、施行規則や審議会の設置の規則も順次定めていくこととしております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく審議をお願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ただ今の担当課長からの説明について、この条例に関わります、町側のスタンスを、再度説明させていただきたいと思っております。ええー、皆さん、ご承知のとおり、現在、我が国のソーラーエネルギーと言いますか、こういった再生可能エネルギー、主にソーラー、風力を中心とした動きになりますが、そういったあの一、動きがですね、急速に伸びて参りまして、全国各地で様々なトラブルを起こしております。ええー、それも、現在の売電価格、発電した電力の価格が、ここへきて、どんどん下がっていくというような状況も生まれております。産業としての発電、そういった取り組み方が、ええー、ある意味、見直されてくる、そういった社会状況も生まれております。

そのような中で、上島町でも、実際問題、生名地区を中心に大型規模の、比較的大きい部分の取り組みが、どんどん先行しております。それから、岩城地区でもそういった動きがどんどん進んでおります。ええー、実際には、耕作放棄地、その広い部分ですねえ、とか、山林分野、そういったところにどんどん業者さんが目を付けて動いております。ええー、実際

に皆さんがご覧になったかどうかわかりませんが、隣の因島の、あっ、因島じゃなくて、ごめんなさい、生口島の方ですね。そちらの方にも、同様に太陽光発電が林立をしております。その辺りをですnee、ええー、いろいろ見比べてみるのに、やっぱりあの一、それを施工する業者さん、事業者さんによって、相当、スタンスが違うという事が明白であります。

ええー、今回、皆さんの請願を受けて、全会一致で請願が通過しましたが、その部分につきましても、実際には、生口島の洲江地区にあるような方式、そのもう少し、勾配と言いますか、高さが高い部分、そういった物が、実際に岩城地区で建設されて、設置されてですねえ、トラブルを起こしているというのが、現状だと思います。

ええー、これは、今後、そういったことが頻繁に起こりうる状況にあるという認識をしております。これまでは、農業委員会が耕作放棄地と言うか、農地に対しての判断を示しておりましたが、これは、届出があって、それをまあ周辺の同意を得て、認めるかどうかという、そういった動きになります。その時に業者の方が、周辺住民に、どれだけ適切な説明をしたかどうか、その辺が本当に不明確であります。ただ、農業委員会としても、それを事後検証と言うか、そういう形でしかできない部分がありました。これでは、行政として、その周辺の住民の方々の生活の安全を確保することが難しくなるんじゃないか。そういうふう判断しまして、これまでのガイドラインから、やっぱり条例を制定して、わかりやすくした方がいいと。で、まあ農業委員会だけに責任を負担してもらおうと言うか、そういうふうな考え方だけではなくに、住民サイドからも見て、これはこういう条例なんだと。じゃあ、「はっきりこう謳われているんだから、これはいかんよね」とか、「これだったら何とかなる」、そういうふうな明確なスタンスを出していくことが町の責任だと考えております。

そういった意味で、まあ、この条例につきましては、前から検討はしていたんですが、なかなか全国的な事例とかですね、そういった明確なスタンスを示した事例がなかなかなかったもんですから、ええー、試行錯誤でやって参りまして、今日、皆さんのお手許に配布したものは、何箇所か、そういった文言等ですね、ええー、修正させていただきましたが、そういった意味で、これから住宅地に近い部分の小規模な部分、こういった動きが出てくると思いますが、実際に住宅地の間の、例えば廃屋を潰した部分に、こういった施設ができた場合、どのような影響があるか。この辺については、都市部でかなり問題が出てきておりますが、まだ十分な説明はなされておられません。ただ、十分な説明がなされていないからこそ、今、ここでは早急に進めるべきではないという、スタンスを取らせていただきました。

これは皆さんが、これから審議していただく中で、その考え方をどう、取扱うかということになるかと思います。特に、弓削・生名のその人口密集地、その間に廃屋等、空き地が点在しております。そういったところに、こういった太陽光発電をすぐさま造って、その影響をどういうふうに回避するかといった、そういう問題が、相場に出てくると。そういうふうな認識で、そういうことを避けるための条例として、この条例案を提出さしていただきました。

上島町の町としてのスタンス。ええー、これは、やっぱり、住民の生活の安定があって、更にそのうえで、土地の有効利用と、そういったところに進んでいくべきだと考えておりますので、ぜひ、ご理解のほど、お願いしたいと思います。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）

○(3番 池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本光章議員。

○(3番 池本 光章 議員)

はい。えっとまあ太陽光発電、主に太陽光発電だと思いますけれど、太陽光発電に関するいろんなトラブルが起きているのは、承知しております。そしてあの一、農地問題とのいろんな絡みも出てくるとは思いますが、今ここで提案していただいている上島町の規制に係る条例の内容なんですけど、まあ業者による環境アセスとか、行政による環境アセス、こういったことを、だいたい普通は基に、数字とか、そういったものが制定されるとべきだと思うんですが、今回はそういったものが、環境アセス的なものが何もない。そして、判例も何もない。という中で、条例を制定している訳で、大変苦しいところがあると思います。それは、理解できるんですけど。あの一、この中の数字とかですね、趣旨、例えば、制約したの、住民の安全保障を守るために制約をかけたいのであれば、それに基づく、「ノー」と言える、「ダメよ」と、「地区住民がダメよ、行政としてダメよ」という、「ノー」と言える規約が、何も謳われていないんですよ。その点については、いかがお考えですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、現在の段階で、全国的に見てもですね、その一科学的な根拠と言いますか、それを否定するだけの環境アセスの方法とか、影響範囲の測り方、そういったことが確立されていないから、今、こういう状況になっているという認識をしております。それは、太陽光発電の場合ですと、ええー、メーカー、それから設置業者、そういった方法論、設置方法の差異と言いますか、ケースバイケース、そういったものが、多種多様であります。

ですから、一概に、一括りにできないという、そういう現実がございます。実際問題、今、町内にあるその太陽光発電のパターンを見てみましても、本当に多種多様であります。で、そんな中で、こういった国の方のその、ええー、ガイドライン以上の環境アセスメントの、そういった義務付けとか、そういうのが出てくればいいんですけど、現段階では、これはちょっとまだ、時期尚早で、期待できないと。

ただ、そうは言いながら、実際に岩城地区で起こっている、そういったトラブル、そういうのを未然に防ぐためにも、現在ここで、まあ私たちが一番求めている、その業者のスタンスですね。これを規制するというのが主眼であります。「何でもあり」みたいな、そういう方法でやられては困ると。住民生活を守るというスタンスからすると、明らかに、その高さであるとか、音であるとか、それから、後、反射熱ですかね。そういったこととか、もう一つは、あの一、集中豪雨の際の水処理。そういったことも大きな要因になろうかと思っております。その辺のことにつきましては、先ほどご指摘ありましたように、これから施行規則等でですね、ええー、きっちりと出していきたいと思います。

ただ、その施行規則も全国的に見てもですね、まだまだ、その不十分な部分と言うか、どういうふうに対応したらいいのかっていうのは、確率されておられません。ただこれも、試行錯誤になりますので。ただあの一、今の町内の現状を見ながら、「これはこういうふうにしよう、ああいうふうにしよう」というやつは、どんどん、いい方向に変えていくべきだと思ってますんで、とりあえず、今できる範囲で、こういう事をやろうというのは、明確に出していけたらと思っております。以上です。

○(8番 平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番 平山 和昭 議員)

ええとですねえ、まあ、あの一、先だって開かれた、理事者との協議会の中で、議員の意見の中の一つに30メートルというあの一規制、数字が厳しいかっというような話も出ておりました。まあ、たぶん今、同僚議員の質問もそういうことが、念頭にあっての話かと思いますが、まあ、私は、非常にその一、この30メートルというのは、妥当な線だと思ってるんですけども、その30メートルの話がまあ協議会で、出ましたんで、その後、理事者の方では、それに対するまあ説明が、用意されているんじゃないかと思うんですが、一応30メートル、なぜ30メートルなのか、いう説明をいただけたらと思うんですが。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

今までの設置事例を勘案して、ええ一、隣接する土地の形状、それから上島町内における一筆当たりの形状からすると、だいたいその面積と言いますか、影響範囲と言いますか。そういった土地の、隣接する土地の形状等を鑑みたときにですね、ええ一、一つの設置した場所から、その隣の土地、そのもう一つ隣の土地。それを考えたら、だいたい30メートル以内で収まるんじゃないかと。

ですから、周辺の土地という、その隣接する、直近の土地。それをメインに考えた方がいいだろうと。そのように考えております。ただ、あの一、一筆の面積が、異常に小さいところについては、そうはいきませんが、基本的に今の農地とか宅地とかを見ながら判断したときに、だいたいその30メートル範囲で、ぐるりが収まるんじゃないかと。そういうふうな考え方でやっていった方が、将来的にええ一まあ、地域の同意なり、その説明なり、スムーズにいくのではないかと。そういうふうな考え方で決めさせていただきました。以上です。

○(8番 平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番 平山 和昭 議員)

ええ一、先ほどの同僚議員の中に、環境アセスメントの実施という話が出てきましたが、まああの一、ご承知のように、環境アセスメントするっていうのは、なかなか大変な作業でございまして、それをやって答を出していたんでは、非常に間に合わない状況になるということで、この条例案が出されたと理解しております。その辺りは、それでいいですかねえ。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、仰るとおりです。ええー、現在の他の法律等の環境アセスメントについても、アセスメント自体が、莫大な経費と時間と労力を要すると、そういった現実がございます。この太陽光発電とか、その持続可能エネルギーの部分については、大規模風力等では、環境アセスメント、当然義務付けられておりますが、それに用する費用は、莫大なものがかかっているのは、現実として、本当に沢山出ております。

ええー、この太陽光発電についてもですねえ、例えば、福島県で飯館村等では、本当にあの一、厳しい審査、そういったものが続いております、農業委員会の審査すら、なかなか通らないという、そういう現実もございます。

ですから、そういったことも、事業者が、適切な計画をもって、適切に施工するのであれば、それは認めてもいいんじゃないかと。そういうふうな考え方で、この条例を提案させていただきます。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、他に質疑はありませんか。ありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はですねえ、初めに原案反対、次に原案賛成の順で討論をお願いいたします。

それでは、原案反対の討論はありませんか。

○(2番 林 康彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 林議員。あの一、前で。

(林議員、登壇)

○(2番 林 康彦 議員)

議席番号2番、林です。今回の条例に関しては、私は、反対の立場で討論をさせていただきます。と言いますのも、まず、出てきます9条のところなんですけれども。30メートル禁止なんですけれども、これは、全国での適応はまだありません。日本で適応してるところはまだないのが現状であります。ええー、そして、10条の2項。これが50メートル同意の文章になるんですけれども、これが、これは、少数、約10前後か、まあ、それに近いぐらいの少ない数の制定があるそうです。

ええー、そこら辺をちょっと鑑みまして、やはり太陽光、まあ原子力発電所がいろいろと40年近く経ち、廃炉になっていく中で、代替エネルギーが確立されていません。石炭、ガス等による発電が頼っているところが多くあり、やはり、クリーンエネルギーとして、太陽光も推進していくべきだと思います。

ええー、ですので、まあ、こちらの希望と、私の希望といたしましては、まあ50メートル同意ぐらい。もうちょっと緩めてもらえたらと思います。自分の家があって、自分の敷地にさえ、今のこれでは造ることができません。自分の空き地があれば、作ったりできるようなふうにして、太陽光の推進も考えてもらいたいと思います。

そして、この禁止になりますと、上位法で、がありません。その、なかなか、禁止の根拠としても、なかなか、裁判等になったら難しいところがあるように思いますので、あの一、

今回は、この今の原案に関しては反対をします。ただ、協議を理事者側といたしまして、また、修正案を出していただけたらと思いますので、その辺は協議をさしていただきたいと思います。以上です。

(林議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

はい、原案反対の討論が終わりました。次に原案賛成の討論。

○(4番 大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

(大西議員、登壇)

○(4番 大西 幸江 議員)

議席番号4番、大西幸江です。私は、議案第77号「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例」に賛成の立場で討論させていただきます。

東日本大震災以降、国の後押しもあり、再生可能エネルギー発電設備の設置が進みました。特に、太陽光発電においては、気軽に設置できることから、様々な企業や団体が、早くからメガソーラー事業を実施してきました。

しかし、企業や団体の設置が一巡すると、個人が山林や農地等へ太陽光パネルを設置し、事業を行うようになってきました。我が上島町でも、数年前から屋根への太陽光パネルの設置に留まらず、農地や雑種地を利用した太陽光発電施設の設置が目立つようになり、一部では太陽光発電施設が団地のように広がっています。

そんな中、上島町農業委員会において、平らで作業しやすい農地に、太陽光発電施設の設置のための申請が後を絶たないことから、「農業振興の立場から問題があるのではないか」との声が上がりました。

まずは、ガイドラインを設置し、太陽光発電施設設備に関する一つの指標としましたが、間に合わず、一足違いで、岩城・浜地区の住民と事業者の間でトラブルを引き起こしている太陽光発電施設が設置されてしまいました。ガイドラインは、既に設置されている太陽光発電施設に関しても、適正管理をするよう、謳われていますが、岩城・浜地区の太陽光発電施設の事業者は、農業委員会から送付している指導にも従わず、住民との話し合いも誠意をもって行わないなど、非常に問題のある対応をしてくれています。現在、岩城・浜地区の太陽光発電施設は、国からの指導のもと、適正管理を行うよう指導を受けている最中ですが、未だに住民の希望する形にはなっていません。

この事態を受けて、理事者は、「ガイドラインでは、住民と事業者とのトラブルは避けられない」との判断から今回の条例案に至ったわけです。また、岩城・浜地区の太陽光発電施設の事業者と同じ業者の紹介で、更に4箇所の太陽光発電施設設置が計画されており、いずれも太陽光発電施設の工事業者が同じで、実際の事業者の半数は、上島町民ではなく、民家から、わずか数メートルしか離れていない場所に高さ4メートルから5メートルの場所から全面太陽光パネルを南向きに配置する計画となっており、玄関を出て目の前が巨大な太陽光パネルとなる状況は、周辺住民にとっては、由々しき問題です。そこで巻き起こったのが、住民運動です。住民運動は、上島町長宛に上島町における生活を脅かす太陽光発電施設の設

置を断固させない要望書に署名 925 人分を添えて提出し、それと同時に、上島町議会においては、その要望の実効性を管理監督してほしいと請願が提出され、この定例議会初日で、全会一致で採択したことは、上島町議会は、上島町民の声を受け、町民のために働くことを表明したわけです。また、理事者から提案された条例案には、上島町民の生活をしっかりと守る決意が表れており、民家から 30 メートル圏内には、太陽光発電施設を設置させないことや 50 メートル圏内の住民にも、説明や同意を得る義務が明記されるなど、住民の生活を守るうえでは、至極当たり前のことが定められています。この条例が定まれば、岩城・浜地区のような案件は今後、発生することは避けられると想定できるところです。

以上のようなことから、上島町の議員としては、町民の願いを叶えるべく、理事者が住民生活を守る決意である、この条例案に賛成したいと思います。同僚議員の皆様におかれましては、現在のトラブル解決や今後のトラブルの発生を防ぐ観点から、ぜひ、この条例案にご賛同いただきますようお願いいたします。

(大西議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、原案賛成の討論が終わりました。反対討論はありませんか。ありませんか。(沈黙)

賛成討論はありませんか。

○(8 番 平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

(平山議員、登壇)

○(8 番 平山 和昭 議員)

ええー、議席 8 番、平山和昭です。私は、議案第 77 号「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例案」につきまして、賛成の立場で討論したいと思います。

去る 6 月 21 日、当 6 月定例議会初日におきまして、上島町民から議長宛に提出された「生活を脅かす太陽光発電設備等をさせないよう行政指導を行う請願」が、全会一致で採択されました。よって、上島町議会からは、上島町理事者宛に「住民生活が脅かされ、若しくは工作の支障が出る恐れのある、更には、周辺近隣住民の同意が得られていない太陽光発電事業は今後設置させず、現在、設置されている太陽光発電施設に関しては、適切な管理指導を行うように」という趣旨の意見書を提出することになりました。その請願は、正に今現在、町内岩城地区において、太陽光発電事業者と近隣住民の間で深刻なトラブルが発生しつつある状況から、町民の皆さんの生活平穏性が侵害されない、されかねないとの、待ったなしの切実な思いから発せられたものと理解しまして、紹介議員にならしていただきました。全会一致の採択で、議員所見の賛同を得られたことは、本当に深甚な強意を表するものであります。

ところで、本条例案は、ご承知のように、当初上程予定であった、基の条例案に関し、本会議上程前に、改めて理事者と議会とで意見交換、協議の場を設けること、持つことができて、そこでの理事者の事案に関する認識を確認しながら、理事者は元より、町民、事業者にとっても、より明確なメッセージが、発信、それから、その実効性のある優れた条例案であると、そのように改善されていると認識しております。言わば、これは、理事者と議会、

更には町民の皆さんとは、一つの大きな問題解決に向けての取り組んでいった合作であると言えます。極めて価値のある条例案だと思っております。

ええー、この町の主役は、申すまでもなく町民の皆さん方です。町民の皆さん方の安心、安全を守るために議会も含めた行政機関があるわけですので、この条例案を直ちに全会一致で可決し、実行に移すことこそ、上島町理事者と上島町議会、町民の皆さんが県下で最も称賛され得る自治体となる道と信じて疑いありません。

先ほど、同僚議員から30メートル規制に関する反対討論がされましたが、これは言わば、自宅の敷地内に自分でやるのはどうかといった様な想定の下での討論かと思いますが、その辺りのことにつきましては、これから定める規則でもって、充分対応できるというふうに思っております。どうか同僚議員の皆さんにおかれましては、町民第一、町民ファーストで、そういう議会であることを極めて、改めて示すが如く、この条例案を通していただきたいと思います。条例案に事細かく書く必要はないんですよ。よろしくお願いします。

(平山議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

他に、討論はありませんか。

○(6番 寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

(寺下議員、登壇)

○(6番 寺下 満憲 議員)

ええー、議席番号6番、寺下です。先ほどから2人の賛成討論の議員さんが、ええー、津々浦々述べられたとおり、私も、議案第77号「再生可能エネルギー発電設備の設置の規則等に関する条例制定」に対しては、賛成の立場をもって、討論に参加をして参りたいと思います。

近年、全国的に太陽光発電事業が進む中、設置に当たり、近隣の住民の方々からの業者とのトラブルが増加して参っております。上島町でも、皆さん方も既にご存知のように、岩城地区では土地の所有者、業者との近隣住民の方々のトラブルが発生をしています。農業委員会や国、上島町のガイドラインにおいては、もう解決のできない状況が生まれ、正にお手上げの状態ではなかろうかと思われます。

町では、この度、住民の皆さん方の声に応じて、条例制定することになりました。理事者と議会とは、先の19日の会議におきまして、重ね重ねの協議の結果、合意を得ることができ、理事者としては、本日、条例案が上程をされました。理事者は、先ほどから述べられましたように、防災上、並びに生活支援環境に及ぼす影響を鑑み、その設置に関して、必要な規則等を行う事により、町民の生命や財産の保護を図るとともに良好な自然環境等を保全し、公共の福祉に寄与することを基本に踏まえての第9条の許可制度を設けていることだと、私は思っております。この条例の核心部に均しく画期的な条例案だと思っております。誰もが賛同のできるものであります。また、この条例案が提出される経緯として、町民の皆さんから理事者へ行政指導を求める要望書や、そして、先の21日の定例本会議におきまして、住民の方々からの請願書を全ての議員で採択をいたしました。町民、理事者、そして議員との

三位一体の結果を生み出すことができました。上島町政におきましても、歴史的な第一歩を切り開くという意味でも過言ではないかと私は思っております。

私は、本会議で上程、上程制定に参加できることは喜びであり、感動を迎えようとしています。また、本日は、多くの町民の方々が、傍聴に来られておるわけでありますが、この条例制定に対しまして、皆さんと共に願いを叶えていく、この立場において、私は、賛成の討論に変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。（傍聴席から拍手あり）

（寺下議員、降壇）

○（濱田 高嘉 議長）

他に、討論はありませんか。（沈黙）討論がないようですから締めていいですか。

○（3番 池本 光章 議員）（挙手）

○（濱田 高嘉 議長） はい、池本議員。

○（3番 池本 光章 議員）

修正動議の提案をさせていただいたと思います。

ええと、全会一致で採決されました請願書なんですが、この内容は、誠にそのとおりなんで、賛成させていただきました。この中に、「周辺近隣住民の同意が得られていない太陽光発電施設の設置はさせないこと」とはっきり謳っております。いわゆる近隣住民の方の意見聴取をしっかりと、物事を進めてくださいという事だと、私は理解しておりますが、しかしながら、今、提案されております、再生可能エネルギー設備の設置条例なんですが、第9条「町長は、事業区域の境界線から30メートル以内に住居がある場合については、第7条の規定による許可をしないものとする」というのがありまして、これは、僕は削除してもらっても十分にその前の条例で500メートル以内の自治会の承諾、50メートル以内の所有者、土地、建物に関する所有者の承諾がいる訳でありまして、あえて、ここで、30メートルを謳うのは、意味がわかりません。

それと、あの一、個人の自分とこの屋根だけでは足りない、ちょこっと裏庭にでも太陽光発電を造りたい。個人の利権に絡むことの侵害にも抵触する虞がないかと私は考えます。そして、あの最初、入口を狭くするんじゃないかって、もうちょっとうち住民の、あの承諾、住民の同意が得られていない。要するに、住民トラブルを避けるための（寺下議員から「討論じゃのにさ、何を言い…」の声あり）問題であれば、あの第9条の役場、行政サイドが許可をしないというは（寺下議員から「討論じゃのに、何を」の声あり）おかしいと思いますので、第9条の削除を、修正動議を求めます。以上です。

○（濱田 高嘉 議長）

ただ今、池本議員の方から修正動議が出ました。修正動議の中身につきましては、議員間討議をしたいと思いますので、ここで暫時休憩して。

○（8番 平山 和昭 議員）（挙手）議長。

○（濱田 高嘉 議長） はい、平山議員。

○（8番 平山 和昭 議員）

修正動議を出すのであれば、案を添えて、議長に出すのが手続きです。

（寺下議員から「今、原案を討論しようじゃろうが、今、討論までいったじゃろうが」の声

あり、池本光章議員から「削除でいいんです」の声あり、大西議員から「そしたら案を出してください」の声あり、寺下議員から「やり方が、全然、民主的議会になってない」の声あり)

○(濱田 高嘉 議長)

あの、ここで休憩して、池本議員から修正案を提出していただきたいと思います。(池本光章議員から「はい、わかりました、はい」の声あり) それでは、暫時、休憩いたします。

(休 憩 : 午前 9時30分 ~ 午前 9時50分)

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ええー、大変長らくお待たせいたしました。会議を再開いたします。

ここで、議案第77号「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例」に関する修正動議が提出されました。お配りしました議案第77号「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例」に対する修正動議の2人以上の発議者がおりますので成立いたします。よって、この修正動議を直ちに議題といたしたいと思います。

修正動議の説明を求めます。発議者の池本議員、(池本議員から「はい」の声あり) 演壇で提案理由を説明願います。

(池本議員、登壇)

○(3番 池本 光章 議員)

議席番号3番、池本光章でございます。修正動議を読み上げます。

上島町議長、濱田高嘉様。提出者、上島町議会議員、池本光章。賛成者、上島町議会議員、藏谷重文。賛成者、上島町議会議員、林康彦。

議案第77号「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規則等、規制等に関する条例」に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

提出理由、第9条の許可制限については、本条例の趣旨である住民とのトラブル防止及び住民の生活の平穏を守ることから逸脱していることですので、条例の一部修正をしようとするものである。内容につきましては、議案第77号「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規則(規制)等に関する条例」の一部を次のとおり修正する。

「第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条以下を1条ずつ、繰り上げる。」

以上でございます。

(池本議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。この修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○(8番 平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番 平山 和昭 議員)

ええー、この質疑は誰に対してするんですか。

○(3番 池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 池本議員、はい。

○(3番 池本 光章 議員)

私が…。

○(8番 平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番 平山 和昭 議員)

ええー、それでは、提出者である池本議員にお尋ねします。この30メートルという規制はですね、非常にこの条例にとっては、胆の部分であるというふうに私は、認識しております。理事者が本当の意味で、本気で住民の安全を守ろうと思ったときに、その基準になる数値、それが具体的に表れているのが30メートルであると思っております。(寺下議員から「そのとおりよ」の声あり)

これを、この第9条を削除するということは、つまり、この条例案の骨が抜けてしまう、というふうに考えております。そして、それで、その骨が抜けた条例でもって、今後起きるかもわからないトラブルに対して行政も苦慮しなければならない。その責任は一体誰が取るんですか。お答えください。

○(3番 池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番 池本 光章 議員)

「その責任は一体誰が取るんですか」と。大変な愚問かと思いますが、あの一、例えば、これでこの条例を通してですね、「その30メートルの根拠とか、50メートルの根拠、500メートルの根拠、裁判沙汰になった場合、誰が責任取るんですか」という質問と同じで、私は愚問と思いますので、お答えする必要はございません。

○(8番 平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番 平山 和昭 議員)

あの一、議会で決めるという事はですねえ、決定事項に関しては、議会が責任を取るんです。当たり前のことです。(寺下議員から「そりゃそうよ」の声あり)それが、愚問であるんというんだったら、まあ言ってみりゃ、議員である必要ないんじゃないんですか。(傍聴席から笑い声)ええー、しかもですねえ、この規制、規制というのは、(池本光章議員、池本興治議員から聞き取りできない発声あり)議長、質疑です。

○(濱田 高嘉 議長)

池本議員、質疑ですから。(池本興治議員から「はい」の声あり)

○(8番 平山 和昭 議員)

ですので、この条例の数値を外すというのは、緩めるってことですよね。条例を緩くするのは簡単です。新たに問題が起きて、それを縛ろうとすると大変なんです。そのことに

ついて、提出者はどのように考えておるのか、お答え願いたいと思います。

○(3番 池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番 池本 光章 議員)

私もこれ、内容等については、行政職員ともいろいろディスカッションして参りました。行政職員の立場からしても、「この9条は、いかななものかな」という声が、多数聞いております。いや、その基である、あの議員が、さもこれ作ったかのような内容なんです、行政サイドである町長、いかにお考えなんですか。ほで、今、私に受け取る質問ということですが、その30メートルについて、元々は町側が考えたことでしょう。(平山議員から「町長に対してそういうこと…」の声) いやいや、平山議員、平山議員、(檜垣議員から「何おらびょんな、お前は。本人が説明しよんじゃから、ぐずぐずいう必要はないじゃろう。池本君説明しなさい」の声あり) (大西議員から「…じゃないんですか」の声あり) そう思いますね。これは、平山議員が基を作ったもんですか。(大西議員から「違いますよ」の声あり) 行政側が作ったもんやと僕は解釈してるんですけど。どんなんですかね、その辺のところ。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、30メートルの情報について、説明を求められているという解釈で、私の方から説明します。ええー、先ほど来、説明しておりますように、この30メートル以内は禁止という、あのお話なんです、これは、あの一、近隣住民のトラブルを避けるという、その逸脱はするのではなくて、逆にこれを守るという話で、提案させていただいております。

これは、あの一、例えばですね、最近の一人暮らしのお年寄りが暮らしてて、その近くにこういう案件ができた場合、やっぱり、隣近所の付き合いがあって、なかなかその同意を求められた場合に、ええー、首を縦に振らざるを得ないという、そういった事案がおそらく予想されます。それは、余りにも酷な現実だと認識しております。

そういったことがないようにすべきのが、すべきだと、それが逆に行政の責務ではないかと思っております。あの一、本当に自分の住んでいる家の近くでですね、こういう事がすぐ起きる場合に、やっぱり声を出しにくい、よう出さん人、言うか、そういう弱者の立場から、やっぱりこういう配慮と言いますか、それは必要だとそういう考えで、提案させていただきました。以上です。

○(3番 池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番 池本 光章 議員)

ありがとうございます。その町側から出した説明は、今回、今、初めて聞いた訳なんですけど、その考え方も充分、納得できるものはありますけど、しかしながらですね、その、これを作ってしまうと、みんなが「いいよ」と、「ええんじゃないの」と認めた場合もこれできないんですよ。こういったことが起こるという事は、住民トラブルの素になりませんか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、こういう事例はですねえ、あの一、実際問題起こってみたいとわからないという事は確かにあります。ただ太陽光発電は、一番最初に説明しましたように、これは、事業としてやる場合、それから、ええー、個人の趣味としてやる場合、これはもう全く性格的なものは、違って参ります。本当にあの住家のすぐ近くで小規模でやる、それが果たして、そのどういふんですかね、確かに個人の自由ではありますが、地域のエネルギー需給というスタンスから見てもですね、それが本当に地域に貢献するののかという話も当然ございますんで、そういったところを総合的に判断すると、やっぱり、そういう小規模のもので、人家のすぐ近くに隣接してやるというのは、この際、少し規制がかかってもいいのではないかと。そういうふうな考え方でおります。

ええー、明らかに人家から離れて、大きな生活環境に大きな影響を与えない。そういった場合については、これは土地の有効利用、それから、エネルギーの需給体制の確立、そういった観点からは、逆に進めてしかるべき課題だと思っております。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、他にありませんか。（「ありません」の声あり）

○(4番 大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番 大西 幸江 議員)

はい、あの一、この提案理由でですね、本条例の趣旨である住民とのトラブル防止及び住民の生活の平穏を守るということから逸脱しているというふうに、まあ書かれているんですけども、どのように逸脱しているのか、ご説明いただきたいんですが。

○(3番 池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番 池本 光章 議員)

いや、先ほど、私の答弁を全く聞いていないんですね。先ほど申し上げましたように、個人が屋根だけじゃ足りない、庭にちょっと造りたい。そういったこともできないんですよということなんです。それを規制するというのが、個人の権利の侵害になりませんか。問題はそこだけで、概ねは、私は賛成です。賛成です。「この部分だけ考えてください」いう、ちょっとした気持ちなんですけど。以上です。

○(4番 大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番 大西 幸江 議員)

はい、あの一、個人の権利を非常に主張されているんですけども、じゃあ、個人の利益だって言って、設置した場合に結局、近隣住民とトラブルになりませんか。（池本光章議員から「答えるのもあほらしいなあ」の声あり）

○(3番 池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番 池本 光章 議員)

ほやから、近隣住民の同意をもってすると、この中に謳ってるでしょ。それで僕は充分だ
と思うんですね。近隣住民50メートル以内、500メートルに至っては自治会ですよ。こ
れだけでも、かなり難しい。土地の所有者が行方不明の場合も出てきますよ。かなり難しい
中でやろうとする。僕は、これだけ厳しかったら、それで充分だと思うんですが。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、質疑はこれで打ち切りまして、討論に入ります。討論はありませんか。

○(8番 平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

(平山議員から「反対討論させていただきます」の声あり)

(平山議員、登壇)

○(8番 平山 和昭 議員)

議席番号8番、平山和昭です。ええー、私はただ今、修正提案されました、議案第77号
「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例」に対する修正案につ
きまして、反対の立場で討論させていただきます。

ええー、先ほど、提案者に対しまして、若干の質問をさせていただきましたが、その時に、
もう一度述べましたように、「この第9条というのは、この条例案の胆である」というふう
に私は理解しております。

そして、この具体的な数字を基に行政が、これから行政指導をして、尚且つそれが、非現
实的であるということになれば、それはそれでまた、条例の修正ということも可能かと思
います。現時点におきまして、行政は、じゃあ何を根拠に「ここをやっちゃいけないの」と言
われたときに、その根拠を失わせるのが、この9条の削除だと思っております。

従いまして、「この9条の削除をする」ということは、この条例案の一番胆である、全国
でも画期的な動きである、この条例案を、「案はできました。条例はできました。しかし、
使えませんという条例にしてしまう」というふうに考えるんですね。

ですので、この条例案、午前中に、討論で請願を皆さんが全会一致で採択していただいて、
大変優れた議員の皆さんのお集まりだと称賛さしていただいたんですが、もし、この条例案
が、修正案が通ったとすれば、私は残念ながら、その称賛を半分は捨てなければいけません。
今からでも遅くないですから、基案に関しまして、ぜひ、通していただきたいと、そのよう
に思います。

(平山議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

賛成討論はありませんか。

○(2番 林 康彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、林議員。

(林議員、登壇)

○(2番 林 康彦 議員)

議席番号2番、林康彦です。議案第77号「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の

規制等に関する条例」の修正案に賛成の立場で討論いたします。

ええー、本条例の目的の一つである近隣住民、トラブル防止等について言えば、10条2項の50メートル同意で充分機能すると思われます。また、50メートル同意でも、全国的に十数例しかないほど厳しい規制条例であり、全国で適応例のない9条の禁止条例は、見送るべきであると思います。そして、将来的に50メートル同意で何らかの問題が起これば、禁止の条例を考えればよいと思います。よって、この修正動議に、修正案に賛成いたします。以上です。

(林議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

他に討論はありませんか。

○(6番 寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

(寺下議員、登壇)

○(6番 寺下 満憲 議員)

議席6番、寺下です。正に、開いた口がふさがらないのはこのことだと思います。

ええー、ただ今、修正案が出されていますが、私たち議会と理事者が、時間をかけながら、本日上程された案件を修正してくるということは、正に民主主義の崩壊へとつながっていくのではないかと、このように思っております。77、どうしたんですか。どうした。(「すみません、どうぞ」の声あり) いい、いいですか。ええー、9条を削除していくという事は、正に先ほどから町長の方が述べられている、住民との業者とのトラブルを回避して行く、このことを最優先にした条例制定を図ろうとしておる訳でありますから、ええー、先ほどからも原案に対して3人の議員が賛成したとおりでありますので、私はこの修正案に対して、反対をしていきます。以上です。

(寺下議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

はい、他に。

○(4番 大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。(大西議員から「はい、反対でいいですか」の声あり) はい。

(大西議員、登壇)

○(4番 大西 幸江 議員)

議席番号4番、大西幸江です。私は、この議案第77号の修正案に反対の立場で討論させていただきます。現在、削除をしようとしている30メートル以内、不許可をなくした場合、同意のみになったら、現在、浜地区にあるガイドライン指導している太陽光発電パネルと全く同じ状況になってしまいます。農業委員会も指標となるものがなくなります。

このことから、不許可ということをする 것도できず、県に進達するような状況が生まれます。そうすると、県も上島町の姿勢が定まらないということで、許可を出す方向に動いていくように思います。本条例の一番重要な部分である、この条例を削ることは、住民の生活

を守れないことを上島町議会が押し進めるということに発展していくと考えます。（平山議員から「そうだ」の声あり）個人の利益を優先させ、弱者を切り捨てる。このような修正案を今一度、考え直していただいて、反対討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

（大西議員、降壇）

○（濱田 高嘉 議長）

賛成討論はありませんか。討論がないようですから、これで、討論を終わります。

これから採決をいたします。

まず、はじめに、議案第 77 号「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例」に対する採決を、賛成の方に、修正動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者、起立）

（賛成者：村上議員、林議員、池本光章議員、藏谷議員、檜垣議員、前田議員、土居議員、池本興治議員、松原議員、亀井議員、反対者：大西議員、寺下議員、平山議員）

起立、多数です。よって、議案 77 号の修正案は可決されました。

次に、ただ今から、「修正議決した部分を除く議案第 77 号の原案」について採決いたします。「修正議決した部分を除く原案」について賛成の方は起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第 77 号の「修正議決した部分を除く原案」は可決されました。（平山議員から「原案というのは基の、原案というのは一番基の議案じゃないの、修正議案じゃないの」の声あり）

○（濱田 高嘉 議長）

修正を除く部分。9 条は修正して可決され、後の部分の条例については、原案のとおり可決されたということです。

日程第 3、議員派遣の件

○（濱田 高嘉 議長）

続きまして、日程第 4 かな、すみません。続いて日程第 3、「議員派遣の件」を議題といたします。本件につきましては、議会基本条例の主旨に基づいて住民の皆さんの多様な意見を把握するため、議員を派遣することにいたしたいと思えます。

お諮りいたします。平成 30 年第 1 回議会報告会並びに町民の皆さんとの意見交換会に議員を派遣することにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声）ご異議なしと認めます。よって、平成 30 年第 1 回議会報告会並びに町民の皆さんとの意見交換会に議員を派遣することに決定いたしました。

日程第 4、閉会中の継続調査申し出について

○（濱田 高嘉 議長）

続いて、日程第 4、「閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。

別紙のとおり各委員長から上島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のあったとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 閉 会

○(濱田 高嘉 議長)

お諮りいたします。本定例会の会議に付された案件は、本日で全ての審議が終了しました。よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、平成30年、第2回上島町議会定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、本日の会議を閉じるとともに、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

(起立、礼)

(了)

(平成30年6月27日 午前10時17分 閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 濱田 高嘉

署名議員 藏谷 重文

署名議員 寺下 満憲